



Washington D.C. Political and Economic Report

Masaharu Takenaka 竹中正治

ワシントン駐在員事務所 所長

(202)463-0477, mtakenaka@us.mufg.jp

ワシントン情報 (2006/No.014)

2006年3月1日

安全保障と企業買収の自由の間で揺れる米国

～UAE企業による米国港湾施設買収問題～

Bush 大統領は今年 21 日、アラブ首長国連邦 (UAE) 公営港湾管理会社による米国 6 港湾施設の運営引継ぎ案件を認める方針を表明。安全保障上問題があるとしてこれに反対する姿勢を見せた連邦議員らに対し、本件を阻止する法案に対しては拒否権の発動も辞さないと言明した。Bush 政権の買収案件承認には民主党のみならず共和党指導者からも反対の声が上がっており、今後の成り行きが注目を集めている。外国企業の米国企業資産獲得に対する米国議会の介入としては、昨年 7 月の中国企業による Unocal 買収案件に続くものである。

【港湾施設所在地の議員を中心に始まった買収反対の動き】

今回問題になっているのは、英国港湾管理会社 Peninsular and Oriental Steam Navigation (P&O) が現在運営する米国 6 港湾施設 (ニューヨーク、ニュージャージー、フィラデルフィア、ボルティモア、マイアミ、ニューオーリンズ) の運営管理権である。P&O 社の買収にはシンガポール港湾管理企業も名を挙げていたが、最終的には UAE の公営港湾管理会社 Dubai Ports World が 39 億ポンド (8,000 億円) で買収を決めた。P&O 社の株主は今年 13 日、DPW 社による買収案件を承認。英国当局は 3 月 2 日に同取引の実行を認める予定だった。

外国企業による米国企業の買収は、富士通の Fairchild 社買収計画 (1986 年) を契機に発足した Committee on Foreign Investments in the United States (CFIUS : 対米外国投資委員会) の審査対象となる。ホワイトハウス顧問や省庁官吏 12 名¹から成る同委員会は個別案件認可の是非を大統領に進言するもので、その会議内容を一切外部に公開せず、秘密会議の性格が強い。案件承認過程は全く連邦議会から独立で進められるため、その機能の是非や透明性の欠如を批判する声はとりわけ昨年の中国企業による Unocal 買収騒動を契機に強まっていた。

DPW 社による P&O 社の買収案件については、CFIUS は既に 1 月の時点で承認判断を下したと伝えられる。買収成立の 2 月 13 日以降、買収される港湾施設所在地の政治家を中心に案件承認に対する批判が強まった。Charles Schumer 上院議員 (民ニューヨーク) は 13 日、Chertoff 国土安全保障長官に書簡を送り、本件が米国安全保障に与える影響に関する調査報告の提出を要請。16 日には与野党議員 6 名と連名で Snow 財務長官に書簡を送り、同案件に対する承認審査の再開

¹ 具体的には、財務長官 (議長)、国務長官、国防長官、司法長官、商務長官、国土安全保障長官、行政予算管理局長、米国通商代表、大統領経済諮問委員長、大統領国家安全保障補佐官、大統領経済政策補佐官、科学技術政策局長の 12 名。実際には各長の代理が会議に参加する。



を要求した。こうした動きには、Hillary Clinton 上院議員（民ニューヨーク）など民主党議員のみならず、John Kyl 上院共和政策委員長（共アリゾナ）、Susan Collins 国土安全保障委員長（共メイン）、Rick Santorum 上院議員（共ペンシルバニア）、Peter King 下院国土安全保障委員長（共ニューヨーク）などの共和党議員、George Pataki ニューヨーク州知事、Robert Ehrlich メリーランド州知事らの共和党知事も追随。これらの政治家は、同時テロ事件実行犯の 2 名は UAE 国籍であること、同国銀行システムは実行犯への資金供与に利用された経緯があること、およびドバイ港は北朝鮮、イラン、リビアへの核兵器部品輸送に用いられたことがあることなどを理由に、買収取引の即時凍結を求めた。

【共和党議員も大統領批判に回る】

Bush 大統領はこうした反対に強い姿勢で対応。大統領は今日 21 日、大統領専用機上で DPW 社の P&O 社買収案件に関する記者団の質問に回答し、「取引は実施するべきだ。もしこの取引が米国の安全を侵すような可能性が少しでもあったとしたら、実施されるはずがないからだ」と発言。立法措置を通じて同取引の成立を妨害すると述べた一部議員に対し、拒否権の発動も辞さない姿勢を示した。大統領はまた、UAE を対テロ戦争の同盟国として評価し、アラブ人が所有するという理由のみで一企業を非難することは世界に誤ったメッセージを送ると指摘。「案件承認の反対論者には、どうして中東企業が英国企業とは異なる基準で判断されなければならないのか、説明して欲しい」と述べ、議会反対派の動きを批判した。

ところが、議会共和党指導者は大統領のこの強い姿勢に反発。Frist 上院院内総務（共テネシー）は同日、同案件の徹底調査を行う態勢が整うまで承認審査を凍結するべきであると発言。Dennis Hastert 下院議長（共イリノイ）は大統領への書簡で、買収承認審査の即時凍結を求めた。連邦議員の間からは、CFIUS に対する本案件追加調査の要求や議会に案件否決の権限（30 日間）を与えることなどを旨とする法案の提出を示唆する発言も続出した²。一部メディアからは対米外国投資審査システムの杜撰さを指摘する記事も出回り始めた。McClellan 大統領報道官は 22 日、CFIUS が 1 月に承認した同案件の存在を大統領と Snow 財務長官は数日前まで知らなかったと認めている。Snow 財務長官は同日の記者会見で、本案件の存在は新聞で読んで初めて知ったと発言。23 日付 Washington Post 紙は、本案件に関する CFIUS 審議会合は取引審査期間 23 日の内一度しか開かれなかったと伝えた。Karl Rove 大統領顧問は 23 日、取引実行の遅延も可能であると述べ、連邦議会への譲歩を示唆。これまで再審議の必要性を否定してきた財務省に特別審査の機会を与えるべく、DPW 社は CFIUS 特別審査を自主的に申請した。結局、**Bush 政権は 26 日、DPW 社の提案を受け入れ、45 日間に及ぶ特別審査を実施する方針を発表した。**

【割れる議論：アラブ系企業の港湾施設運用は安全保障上の脅威か？】

現在米国は自国資本の海運会社を保有せず、また米国の港湾施設はそのほとんど全てが外国企業によって運営されている。中国企業が運営する港湾ターミナルさえ存在する。問題の 6 港湾施設を運用する P&O 社の米国子会社は、直接雇用 430 人、契約社員 6,000 人の従業員を抱え

² 1993 年の法改正は、①米国資産を買収する外国企業が外国政府の統制下、あるいはその利益を代弁して行動している場合、②買収が米国の国家安全保障に影響を与える可能性がある場合、CFIUS に対して自動的に 45 日間の特別検査を実施することを義務付けている。本案件に関してはそうした追加審議が行われなかったことも議員の批判を招いていた。



ているが、そのほとんどが港湾荷役労働組合に属する米国現地職員である。港湾労働者には港湾当局の身元調査を受けることが義務付けられており、こうした体制は所有権が DPW 社に移ってから変わらないと言われる。DPW 本社についても、その総務会長、CFO、上席副社長など経営幹部の一部はアメリカ人である。

DPW 社のような港湾管理会社は港湾施設の運用を行うに過ぎず、港湾そのものは依然として市ないし州当局の管理下に残る。ターミナル運用業者はコンテナの移送を行うが、積み上げされる船荷は沿岸警備隊の検査対象となる。港湾の安全保障を担当するのは港湾当局と沿岸警備隊で、ターミナル運用業者ではない。港湾安全保障はグローバル化した運輸ネットワークの上に成り立っており、米国企業が港湾の運営権をすべて所有したところで安全保障上の問題が解決する訳ではないと言う意見もある。重要なのは外国港湾出荷前の積荷検査であるが、これはいずれにしても外国の港湾業者に頼らざるを得ない。従って、反対派は港湾管理会社の交代が安全保障に与える影響を過大評価しているとの論調もある。

一方において、一部専門家はこうした警戒感にも全く理由がないわけではないと指摘する。安全保障コンサルタント Blue Water Partners 社の Rob Burton 氏は、「沿岸警備隊や税関は船荷を監視しているかもしれないが、実際問題として安全保障上最も影響力を持つのは、現場で船荷を取り扱うターミナル運用業者だ」と指摘。同時テロ事件以降、米国の港湾安全保障体制は改善したと言われるが、それでも実際に検査を受ける船荷は全体の 5%に過ぎず、不審貨物の探知装置は信頼性に乏しいと言われている。テロリズム対策専門家 Joseph King 氏によると、DPW 社ほどの規模を持つ企業であれば従業員のために数百の査証を獲得することが可能であるため、その一部が社内のアルカイダのシンパを通じて工作員の手に渡る可能性も否定できない。米国子会社とドバイの本社との送金取引もテロ資金調達に利用される可能性があると言う。Bush 政権の買収案件承認支持には、外交戦略上の思惑が働いていると見る向きもある。UAE は米国の同盟国であり、その海軍／空軍基地や諜報活動協力は米国の域内戦略に重要な意味を持つ。米国はまた、同国との自由貿易協定締結を進めている。中東諸国との自由貿易促進は Bush 政権中東民主化構想の要であるが、今回の騒動は UAE のみならず、他の中東諸国の対米感情に悪影響を及ぼしかねない。

【民主党にとって Bush 政権批判の格好の材料】

本件について Bush 政権は CFIUS による 45 日間の特別検査を行うことで譲歩した一方、反対派議員は強硬な姿勢を崩していない。King 下院国土安全保障委員長は NBC テレビ番組「Meet the Press」に出演し、UAE について「5 年前まで彼らは bin Laden と非常に親しくし、タリバン政権を支持していた。彼らが完全に方向転換していない限り、私は深刻に憂慮する」と発言。Schumer 上院議員は CFIUS 審議制度の不透明性に対する批判を繰り返し、「もし 45 日間の特別検査の結果が秘密裡に大統領に渡されるのであれば、米国民はこれに納得しないだろう」と発言した（CBS テレビ番組「Face the Nation」）。

3 月 1 日付 BNA 紙によると、共和党上院議員の一部はホワイトハウスの擁護に回りつつあると言う。Frist 上院院内総務は 28 日の記者会見において、閣僚メンバーとの会談を重ねた結果、案件容認に対する不安感は大幅に解消されたと発言。同日行われた上院商務科学運輸委員会の公聴会においては、Ted Stevens 議長（共アラスカ）を始めとする共和党議員数名が政権判断を擁護



した。一方の民主党議員は政権批判を緩めていない。Kerry 上院議員は同公聴会において、DPW 社はイスラエルボイコット運動に加担していると指摘。今回の事件は民主党にとって、ハリケーン対策に続いて Bush 政権安全保障政策の手落ちを攻撃する格好の材料となっている。

安全保障問題は共和党にとって譲れない政策アジェンダであり、共和党議員の多くは支持率低迷の目立つ大統領と一線を画する行動に出たと見ることもできる。先週後半に実施された CBS 世論調査によると、Bush 大統領の支持率は 34%にまで低下。回答者全体の 7 割は UAE の企業に米国港湾施設の運営を任せることに反対した。ニューヨーク大学行政学教授 Paul Light 氏はこうした世論の動向について、「過去 5 年間に渡ってテロリズムの脅威を人心に訴えてきた Bush 政権にとって、ある意味では自業自得の結果だ」とコメント。本件を巡る問題は秋の中間選挙も意識した政争の材料となった感があるが、同時にますます企業の経営と所有がグローバル化して行く中で、対テロを含む安全保障の問題にどう対応して行くべきかという本質的な問題も提起していると言えるだろう。

図表 1：世論調査結果

1. 2006 年 2 月の大統領支持率

調査機関	実施期間	支持する	支持しない	分からない
Cook/RT Strategies	2月23～26日	40%	54%	6%
CBS	2月22～26日	34%	59%	7%
Diageo/Hotline RV	2月16～19日	45%	52%	2%
Time	2月15～16日	40%	54%	5%
WNBC/Marist RV	2月13～15日	40%	57%	3%
CNN/USA Today/Gallup	2月9～12日	39%	56%	4%
Gallup	2月6～9日	42%	55%	4%
FOX/Opinion Dynamics RV	2月7～8日	44%	47%	9%
AP-Ipsos	2月6～8日	40%	57%	*
Pew	2月1～5日	40%	52%	8%

* 「複雑な心境」

2. 外国企業の米国港湾施設買収に関する CBS 世論調査（2006 年 2 月 22～26 日実施）

質問：「米国は米国港湾施設の運用をアラブ首長国連邦の企業に任せていいとおもいますか？」

	良い	悪い	分からない
全体	21%	70%	9%
共和党支持者	31%	58%	11%
民主党支持者	13%	78%	9%
無党派	21%	71%	8%

出典：PollingReport.com の資料に基づき当行作成

(担当：前田武史)

(e-mail address：tmaeda@us.mufig.jp)

以下の当行ホームページで過去 20 件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.mufig.jp/portal/site/menuitem.bd427fa51df4c80526345b1035ca16a0/>

本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在所長、あるいは担当者にご連絡ください。